

○議長（関口昌一君） これより会議を開きます。

日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

内閣から、中央選挙管理委員会五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

本委員を指名するときは、併せて同予備委員を指名することとなっております。

よって、これより中央選挙管理委員会及び同予備委員各五名の指名を行います。

つきましては、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（関口昌一君） 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

中央選挙管理委員会に古屋正隆君、門山泰明君、城島光力君、佐々木信夫君及び魚住裕一郎君を、

また、同予備委員に元宿仁君、井形厚一君、豊原昭二君、島松洋一君及び大口善徳君を、それぞれ指名いたします。

○議長（関口昌一君） この際、日程に追加して、

令和七年度地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正

する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（関口昌一君） 御異議ないと認めます。村上誠一郎総務大臣。

〔国務大臣村上誠一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（村上誠一郎君） 令和七年度地方財政概要並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について、御説明申し上げます。

まず、令和七年度地方財政計画の概要について、御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支の分については、地方創生や防災・減災対策、自治体DX・地域社会DXの推進等に対応するために必要な経費の計上や、社会保障関係費、人件費の増加を適切に反映した計上等を行うとともに、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講ずることとしております。

これらの結果、地方の一般財源総額について、交付団体ベースで、令和六年度の地方財政計画を上回る額を確保するとともに、地方交付税総額を増額して確保しつつ、臨時財政対策債については、

制度創設以来、初めて発行額が生じないこととしております。

また、東日本大震災分につきましては、復旧・復興事業について、補助事業に係る地方負担等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

次に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税、特定親族特別控除の創設を行うほか、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分を見直すこととしております。

また、納税通知書等をeLTAxを通じて提供するのを可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

令和七年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、十八兆九千五百七十四億円を確保するとともに、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正等を行うこととしております。

あわせて、令和七年度分の震災復興特別交付税について、新たに六百八十四億円を確保することとし、総額八百七十一億円としております。

また、情報システム又は通信機器の整備に要する経費に充てるため地方債の特例を創設するほか、河川等におけるしゅんせつ等を要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長するとともに、公営競技納付金制度の延長を行うこととしております。

なお、本法律案については、衆議院において、所得税の基礎控除の特例を創設することに伴う地方交付税の減少分に対応するため、地方交付税特別会計借入金償還額を減額する修正が行われております。

以上が、令和七年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岩本剛人君。

〔岩本剛人君登壇、拍手〕

○岩本剛人君 おはようございます。自由民主党の岩本剛人です。

自民、公明を代表し、ただいま議題となりました令和七年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正

する法律案について質問をいたします。

まず初めに、先月二十六日に起きた火災の延焼により大きな被害を受けた岩手県大船渡市の大規模山林火災について質問いたします。

火災の発生から十一日となった三月九日、延焼のおそれはなくなったとして大船渡市長から鎮圧が宣言されましたが、焼失面積は約二千九百ヘクタール、住宅など建物への被害は少なくとも二百十棟と見られております。

尊い命を失われた方の御冥福を心からお祈りを申し上げます。また、被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、現地で消火活動や避難支援等に当たられておられる消防関係者や自衛隊など全ての皆様に感謝を申し上げます。政府・与党も被災地の一日も早い復旧復興に向けて全力で取り組むことをお誓い申し上げます。

地球温暖化の影響が指摘されておりますが、最近、本年一月、米国カリフォルニア州ロサンゼルス、一昨年八月にはハワイのマウイ島西部など、世界的にも大規模な山火事が発生し、大きな被害を出しております。

気候変動により、空気の乾燥や強風が続き、山火事が甚大な被害をもたらすリスクが高まるとの指摘もあります。今回の岩手県大船渡市などの三陸地方での大規模な山林火災を踏まえて、山火事の発生や延焼を防ぐためにどのような対策を講

じていくお考えでしょうか。また、今後の復旧復興に対して被災自治体と住民の方々をどのように支えていかれるのでしょうか。地方自治と消防行政を所掌する総務大臣にお伺いをいたします。

団塊の世代が全て後期高齢者となり、今後ますます我が国は高齢化と人口減少のスピードが増していくわけですが、とりわけ現状でも人口減少が著しい地方では、医療機関を取り巻く環境はより厳しくなっています。既に、医師の高齢化や経営不振により、民間診療所だけではなく公的医療機関ですら経営が存続できないところまで来ています。特に高齢化と人口減少が進む地方では、診療所等の廃止が進んでおり、医療保険があってもいざというときに容易に医療機関を受診できない、保険あつてサービスなしになりかねないという深刻な悩みに直面しています。そうなれば、石破内閣が掲げる地方創生の実現からは遠ざかることとなってしまいます。

そこで、国においては、地方の医療を支える医療機関等の経営悪化へ歯止めを掛けるよう、診療報酬等の在り方も含めて戦略的かつ継続的な支援制度を講ずべきときにあると考えますが、厚生労働大臣はどのように取り組まれるお考えか、所見を伺います。

令和七年度税制改正についてお伺いをいたします。

います。(拍手)

○議長(関口昌一君) 古賀千景君。

〔古賀千景君登壇、拍手〕

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

私は、ただいま議題となりました令和七年度地方財政計画、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問させていただきます。

冒頭、官房長官にお聞きします。

昨夜、驚愕すべきニュースが飛び込んできました。石破総理が、三月三日に公邸で行った自民党の新人議員十五人との会合の前に、商品券十万円相当を配っていた事実が発覚したのです。

総理は、昨夜の緊急会見で、違法性がないことを強調し、問題はないと聞き直っておられました。総理が公邸で官房長官、副長官も同席して開催した会合が政治活動ではなかったと言えるのか、また、そのお土産代わりという十万円の商品券が政治活動に関するものではないと認められるのか、甚だ疑問です。政治資金規正法第二十一条の二に抵触する疑いがあると考えますが、官房長官の説明を求めます。

あわせて、官房長官は、この十万円商品券の配

付を御存じだったのか、あるいはいつ知ったのか、夜の会合の場では話題に出なかったのか、御存じだったのであればなぜ止めなかったのか、御答弁ください。

総理は、御自身の私費で賄ったと説明されています。しかし、総額百五十万円もの費用をポケッタマネーで支払われたというのにもわかには信じ難く、官房長官、官房機密費が使われたのではないかと疑念が生じています。官房長官、官房機密費からの支出があつたのかなかつたのか、明確に御答弁願います。

政治と金、自民党と金に対して国民の厳しい目が注がれ、今まさに政治改革の議論がなされている中、このような行為は国民に更なる政治不信と深い失望感を与えるもので、断じて看過できません。石破内閣として道義的責任は免れ得ないと思えますが、官房長官の見解を求めます。

次に、軽油引取税の当分の間税率について伺います。

原油価格の高騰、円安の影響等により、ガソリンや軽油といった燃料費の高騰が国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。

令和六年十二月十一日、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止する、具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進めると

され、その後決定された令和七年度与党税制改正大綱には、自由民主党、公明党としては、引き続き真摯に協議を行っていくとあります。しかし、政府が提出した税制改正法案には当分の間税率の廃止は盛り込まれておりません。

そこで、立憲民主党は、揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の当分の間税率を廃止するとともに、地方公共団体の減収分を補填するために必要な措置を講ずることなどを内容とした修正案を国民民主党とともに提出しましたが、残念ながら否決されました。

ガソリンや軽油の価格を下げ、事業者の負担を軽減するとともに、国民の生活を守るため、一刻も早く当分の間税率を廃止すべきと考えますが、軽油引取税の当分の間税率の廃止に向けた村上総務大臣の前向きな答弁を求めます。

次に、国と地方の税源配分の見直しについて伺います。

言うまでもなく、我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は地方公共団体です。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関する経費の多くは地方公共団体を通じて支出されています。

しかし、国と地方の歳出比率がおおむね四対六であるのに対し、税源割合はおおむね六対四とな

っています。この税源配分の見直しについて、平成二十一年十一月の地方分権改革推進委員会第四次勧告は、国と地方が対等、協力の関係にあることを考慮し、五対五を今後の改革の当初目標とすることが適当であるとなりましたが、勧告から十五年が経過した今も大きく変わっておりません。

地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保を図るためには、自主財源である地方税の充実が重要です。税源配分の見直しを行うべきと考えますが、政府として引き続き五対五を目標にしているのか、また、目標としているのであればいつまでに実現されるのか、村上総務大臣の明確な答弁を求めます。

次に、地方の債務の現状について伺います。令和七年度においては、地方の一般財源総額及び地方交付税について、前年度を上回って確保しつつ、臨時財政対策債が発行されないこと、交付税特別会計借入金償還額が増額計上されることから、地方財政の健全化が図られる点は評価いたします。

一方、令和七年度末時点の見込みで地方財政は百七十一兆円程度と、地方が巨額の借入金残高を抱えていることには変わりはありません。昨今の金利上昇による利払い費の増加に加え、今後はインフラの老朽化対策や防災対策などで建設地方債が増加することも想定されます。

そこで、村上総務大臣に、現在の地方財政の状況についての率直な認識を伺うとともに、今後の見通しと健全化に向けた具体的な取組について伺います。

今地方では、過疎化と高齢化が同時進行しており、高齢化世帯、とりわけ低年金の高齢単身女性世帯の安心をいかに守っていくかが自治体にとって大きな課題となっています。

そんな中、昨年の財政検証において、現行制度のままでは将来基礎年金が三割カットになるおそれがかたになり、当事者はもとより、高齢者福祉サービスの担い手である地方自治体の財政にも大きな影響を与え得る問題として先送りは許されず、早急に法改正によって対策を講ずることが求められています。

だからこそ、年金制度改革法案は与野党が合意して重要広範議案としているわけですから、極めて異例、遺憾ながら、今日までとされてきた閣議決定の締切日に間に合わないことが明らかになりました。政府・与党の大失態であり、極めて無責任です。厚生労働大臣は引き続き提出に向けて努力していると述べていらつしやいますが、重要広範議案として、衆参それぞれで十分な審議時間を確保し、充実した審議を行う必要があることを考えれば、おのずと国会提出のデッドラインは決まってくるはずですが、よもや提出を断念すること

はないと思いますが、必ず国会提出をするのか、いつまでの提出を国会に約束するのか、厚生労働大臣に明確な説明、答弁を求めます。

次に、地方交付税の法定率と臨時財政対策債について伺います。

現在の地方財源不足に対する対応は、財源対策債の増発を除いた残余について国と地方が折半して補填することとし、国は一般会計の歳出を加算して地方交付税を増額し、地方は臨時財政対策債という地方債を発行することにより補填するというものです。この折半ルールは、当初、平成十三年度から三年間の臨時措置として導入されましたが、その後も延長が続き、令和七年度末時点の見込みで臨時財政対策債の残高は約四十二・三兆円と、依然として巨額なものとなっております。

現行法では、折半ルールは令和七年度まで継続することとされており、令和八年度はルールを見直すタイミングですが、臨時財政対策債について村上総務大臣はどのような方針で交渉に臨むつもりか、お聞かせください。

同様に、加藤財務大臣はどのような方針で交渉に臨むつもりか、お聞かせください。また、地方交付税の法定率の引上げについて伺います。

総務省は、令和七年度予算概算要求に際し、地方交付税の法定率の引上げを事項要求しましたが、

今回も見送られました。

令和七年度において、税収が増加見込みであることを反映して、財源不足が縮小し、臨時財政対策債の発行が平成十三年度の創設以来、初めてゼロとなりました。しかし、それでも地方の財源不足は一兆九百二十九億円と巨額であり、地方が巨額の借入金残高を抱えていることに変わりはありません。地方の財源不足に対して、地方交付税の法定率の引上げなど、本来の姿に立ち戻り対処すべきであり、臨時財政対策債を始めとする特例措置に依存しない、持続可能かつ安定的な制度の確立を実現すべきです。

令和八年度予算概算要求に当たっても、これまでと同様に法定率の引上げを要求すべきと考えますが、法定率の引上げに向けた村上総務大臣の決意をお伺いいたします。

また、加藤財務大臣には、地方交付税の法定率の引上げに関しての所見をお伺いします。

次に、防衛力強化のためのたばこ増税について伺います。

令和七年度税制改正大綱で、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税の創設と加熱式たばこの課税方式の見直しが盛り込まれています。

特に加熱式たばこの増税については、不足する防衛力強化のための財源確保と紙巻きたばこの

税負担の格差解消が目的ですが、取りやすいところから取るという安易な増税議論であると言わざるを得ません。

たばこの販売総数量は近年減少傾向が続いており、増税で税収が増えるという想定は考えづらく、むしろ増税による価格の上昇も相まって税収は減少すると想定するのが自然ではないでしょうか。防衛力強化という国民全体に関わる費用負担を喫煙者という特定層のみに課すことは税の公平性を欠いていると言わざるを得ません。

安易に国民負担を求める防衛増税については断じて認めることはできません。国民の理解も得られていない、合理性、公平性も著しく欠いている防衛増税については撤回を決断していただきたいと思いますが、加藤財務大臣に御見解をお伺いします。

次に、教職調整額について伺います。

教員の長時間勤務が課題となつていて、教員に優れた人材を確保するため、処遇改善を図ることとされ、約五十年ぶりに教職調整額の微々たる引上げが行われることとなりました。文部科学省は、概算要求の時点では、今四％の教職調整額を一気に一三％に引き上げることを要求しておりましたが、毎年一％ずつ、六年掛けての一〇％にとどまったことは非常に残念です。

義務教育に係る教職員の給与費については、三

分の一が国の負担ですが、残りの三分の二や一部の手当等は地方負担となっており、また、公立高校等の教職員の給与費については全額が地方負担であることから、教職調整額の引上げが行われる場合の負担増は国よりも地方の方が大きくなります。地方公共団体が教職調整額の増加分を賄うため、ほかの教育予算を削減しなければならぬような事態は絶対に避けなければなりません。

令和七年の地方負担については、全額、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保することとされており、令和八年度以降も、地方負担の増について全額を地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保することを村上総務大臣に明言していただきたいと思えます。

国がなかなか教育予算を上げませんので、地方に負担を掛けることとなっております。政府も公教育の再生と言っているので理解いただいていると思いますが、これから日本を背負う子供たちのためにも財源の確保をよろしくお願いいたします。地方公共団体が地域の実情に応じた独自の施策を円滑に実施することができる、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、臨時財政対策債の特例措置に依存しない、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムの確立が必要不可欠であります。

社会保障関係費を始め増大が見込まれる地方の

財政需要に対し、地方税、地方交付税を始めとする一般財源総額を充実確保するため、国から地方への税源移譲、地方交付税の法定率の引上げ等の抜本的な対応によって地方公共団体の基礎体力を高めていく必要があることを申し述べて、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣村上誠一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（村上誠一郎君） 古賀議員からの御質問にお答えいたします。

まず、軽油引取税、当分の間税率の廃止についての御質問がございました。

昨年十二月の自民、公明、国民民主の三党幹事長間において、いわゆるガソリン暫定税率は廃止する、具体的な実施方法等については引き続き関係者間で誠実に協議を進めるとの合意がなされており、軽油引取税の当分の間税率が廃止された場合には年間約五千億円程度の地方財源が恒久的に失われることから、地方からは、この減収分について恒久的な財源を措置するべきなどとの声をいただいております。

いずれにしても、引き続き、幹事長間合意を踏まえ、諸課題の解決策や具体的な実施方法等について関係者間で真摯な議論が行われていくものと考えております。

次に、国と地方の税源配分についての御質問が

ございました。

地方分権改革推進委員会の第四次勧告におきまして、国と地方の税源配分を五対五とする目標が示されたことは承知しております。

今後の具体的な目標や特例について現時点で示しできるものではありませんが、国、地方共に厳しい財政状況にあることや自治体間の財政力格差等への配慮が必要であることも踏まえつつ、地方行政サービスをできる限り地方税で賄うことができよう、地方税の充実確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方財政の状況についての認識と今後の健全化に向けた取組等についての御質問がございました。

令和七年度の地方財政計画におきましては、臨時財政対策債の発行額をゼロとするなど、地方財政の健全化に取り組むことといたしました。

しかしながら、地方財政については、引き続き巨額の特例的な債務残高を抱えているほか、今後社会保障関係費や人件費の増加、物価高などにより厳しい財政状況が続くと考えているところであり、あります。

今後とも、地方税などの歳入の増加に努めるとともに、国と基調を合わせた歳出改革を行うことにより必要な地方財源を確保した上で、特例的な債務残高の縮減などに、地方財政の健全化に取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、令和八年度以降の臨時財政対策債についての御質問がございました。

令和八年度以降の臨時財政対策債につきましては、地方財政の収支の状況を踏まえつつ、自治体が安定的な財政運営を行えるよう、令和八年度地方財政対策に向けて適切に検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、交付税率の引上げについての御質問がございました。

国と地方共に厳しい財政状況にあることから、交付税率の引上げは容易ではありませんが、今後とも、地方財源不足の状況を見極めつつ、地方交付税総額を安定的に確保できるよう、政府部内で十分に議論してまいりたいと考えております。

最後に、令和八年度以降の教職調整額に係る財源確保についての御質問がございました。

教職調整額につきましては、令和十二年度までに段階的に一〇％に引き上げることとされていると承知しております。これらの経費も含めて自治体の財政運営に支障が生じないよう、令和八年度以降の地方財政計画においても必要な一般財源総額の確保に向けてしっかりと対応していきたいと、そのように考えております。

以上であります。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君） 古賀議員より、総理の会食等に関連するお尋ねがありました。

個人としての行為について、官房長官の立場でお答えすることは差し控えます。

石破総理は、自民党総裁として、会食のお土産代わりに、御家族へのねぎらいなどの観点から自身の私費で用意したものを、政治活動に関する寄附ではなく、政治資金規正法上の問題はない、選挙区にお住まいの方もいなかったため公職選挙法にも抵触しないと、こういう旨の説明をされた上で、大勢の方々に御心配をお掛けし、お騒がせしていることは申し訳ないなどと述べられたものと承知をしております。

また、総理公邸は総理が日常生活を行う住まいであり、これまでも総理が個人として会食を設けることは行われているところであり、問題はないものと考えております。

また、会食でのやり取りの逐一についてお答えすることは差し控えますが、総理は、会食に先立ち、出席議員の事務所に商品券をお届けしたと述べられたものと承知をしております。

大人数での会食でのやり取りの全てを承知しておりませんが、その場でこうしたことは認識しておらず、報道機関による取材によってお聞きをしたところでございます。（拍手）

〔国務大臣福岡資麿君登壇、拍手〕

○国務大臣（福岡資麿君） 古賀千景議員の御質問にお答えいたします。

年金改正法案についてお尋ねがありました。年金改正法案は、例えば社会保険の適用に関して就業調整が行われているのではないかといった課題が指摘される中、被用者保険の適用拡大を行い、より手厚い年金が受けられる方を増やすとともに、より希望に応じて働きやすい制度とするなど、重要な法案でございます。

この法案につきましては、現在、今国会への提出に向けて検討及び各種調整を進めていますが、様々な御意見があり、調整に時間を要しているところです。

このため、現時点で具体的な提出期限を、提出時期をお答えすることは困難であります。厚生労働省としても、できる限り早期に法案を提出できよう、各方面に幅広く御理解をいただくべく、最大限説明と努力を重ねてまいります。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○国務大臣（加藤勝信君） 古賀議員から臨時財政対策債についてお尋ねがございました。

地方の財源不足については、国と地方が責任を分かち合うという観点から、国による地方交付税の特例加算と、地方による臨時財政対策債の発行により、国と地方が折半して補填することとしております。

令和八年度以降における地方の財源不足への対応については、これまでの考え方を踏まえつつ、国や地方における財政状況なども勘案しながら、令和八年度地方財政対策において適切に検討していきたいと考えております。

次に、地方交付税の法定率の引上げについてお尋ねがございました。

地方の財源不足に関して、地方交付税の法定率を引き上げるべきとの御指摘がありますが、地方に比べ著しく悪化している国の財政を更に悪化させるおそれがあることなどから、容易ではないものと考えております。

その上で、令和七年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行額について、平成十三年度の制度創設以来初めてゼロとするなど、地方財政の健全化が大きく進んだところであります。

引き続き、国と地方が責任を分かち合い、協力して経済再生と財政健全化を進めることにより、赤字国債や臨時財政対策債に依存することなく、必要な財源を確保していくことが重要と考えております。

最後に、防衛力強化に係る税制措置についてお尋ねがございました。

安全保障環境が厳しさを増す中、我が国自身の防衛力の抜本的な強化は重要な課題であり、抜本

的に強化された防衛力は将来にわたり維持強化していく必要があります。

そのための安定的な財源確保に当たっては、行財政改革の努力を最大限行った上で、それでも足りない約四分の一について、今を生きる我々の将来世代への責任として税制措置での御協力をお願いすることとしております。

たばこ税については、与党税制調査会の御議論において、特殊な嗜好品であり、一定の税収が確保できる物資としてのたばこの性格に着目して対象とされたものであり、見直しに伴う需要減少も織り込んだ上で、必要な増収は確保できると考えております。

また、加熱式たばこの課税方式の見直しについては、同種同等のものには同様の税負担を求めるとの消費課税の基本的考え方に沿って、紙巻きたばこの間の税負担差を解消することとされたものであります。税率の引上げも含め、その実施に当たっては、消費者等への影響を鑑みて段階的に見直すこととされております。

こうした安定財源の必要性や見直しの考え方について、国民の皆様には御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(関口昌一君) 石井苗子君。

(石井苗子君登壇、拍手)

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。会派を代表して、令和七年度地方財政計画、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず冒頭、石破総理大臣が自民党の当選一回の衆議院議員の事務所に一人十万分の商品券を配っていたということが報じられましたことについて一言申し上げます。

法的には問題ないと述べていますが、政治と金の問題がここまでクローズアップされている中、また、国民の皆様が物価高に苦しむ中、法的にも疑義があり、道義的にも許されないのではないかと思います。改めて、自民党の体質が変わっていないことが明らかになったのではないのでしょうか。やはり、これまでの古い体質を根本的に変えていくには、しがらみを生む企業・団体献金の廃止も実現するべきだと私たちは考えています。

日本維新の会は、企業・団体献金の廃止をかねてより訴えております。しがらみがなく、お金にゆがめられない政治をつくっていくことを目指し、実現に向けて、我々はしっかりと尽力してまいります。

以上申し上げた上で、質問に入ります。

まず、いわゆる百三万円の壁について総務大臣に伺います。

衆議院の、予算及び所得税法改正案の修正では、この壁を百二十三万円まで引き上げるとした当初の案から一歩進み、最大百六十万円まで引き上げることで総額一・二兆円の所得税減税となったことを評価しております。しかし、世論調査では、この壁を更に引き上げて物価高を克服し、日本経済を活性化すべきとの声が大きいが示されており、まだまだこの壁は引き上げられなければなりません。

今般の税制改革案の中で壁の引上げに伴う地方財政への影響を最小限にとどめたことも、私たちは同様に評価しております。しかしながら、今後、この壁を更に引き上げる場合、地方財政にどのような影響が想定されますか。また、そのような場合も、安定的に地方の財源を確保するためにどのような対策をお考えでしょうか。

次に、いわゆる当分の間税率について総務大臣に伺います。

今、高騰を続ける燃油価格が地方の公共交通を直撃しております。燃油価格が一円上がると、負担が年間で数百万円増えるというバス会社もあると聞いております。その中で、燃料油価格激変緩和補助金が段階的に縮小されることで、バス路線の維持が困難になる地域が現れます。ここは思い